JDサマーセミナー2019　アピール

2016年7月26日の津久井やまゆり園での殺傷事件から3年が経とうとしています。抵抗することもかなわず一方的にいのちを奪われ、心身を傷つけられたこの事件から、私たちは改めていのちの重さ、尊さを噛みしめています。「生きたかった」という19人の声にならなかった悔しさや思いをこれからもしっかりと受け止めて生きていきたいと思っています。

　でも、あの事件から3年。人びとの生きる権利を尊重し、生きていてよかったと実感できる社会になっているでしょうか。社会福祉に生産性向上や経済効率が持ち込まれ、自助・共助、そして自己責任が強調されています。

昨年夏に発覚した中央省庁等での障害者雇用「水増し」問題は、まさに行政における障害者排除です。

精神科病院への長期入院や隔離拘束の問題もまったく好転していません。また、障害のある子の排除を可能にする「出生前診断」もより安易な方向に導かれているようです。

　一方、優生保護法被害裁判には全国7地裁で20人の原告が立ち上がっています。仙台地裁での最初の判決では、優生保護法の憲法違反を認めつつも、原告の訴えは棄却されました。子どもをもつか、もたないかの選択の権利を奪われ、国の法律によって元に戻らない体にされたことの重さを考えると、納得できない判決でした。

　障害者権利条約第8条は、障害者に関する社会全体の意識の向上を定めています。その責務は、政府は当然のこととして、立法府・行政府・司法府、地方自治体にあります。

そして、「障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行と戦うこと」とあります。私たちは、より多くの人びとと広く手をつなぎ、優生思想に向き合いながら、障害のある人の声やありのままの姿を社会に広く響かせ、互いの生きる権利を認め合い、だれもが「生きていてよかった」と実感できる社会の実現をめざしていきます。

2019年7月25日

日本障害者協議会（JD）サマーセミナー 参加者一同